

議 第 2 6 号

出張所設置条例の制定について

本市出張所設置条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市出張所設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に出張所を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（支所設置条例の廃止）

2 新潟県柏崎市支所設置条例（平成26年条例第53号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
高柳町事務所	柏崎市高柳町岡野町1849番地1	柏崎市全域

西山町事務所

柏崎市西山町池浦117番地2